

上尾市立西中学校 部活動に係る活動方針

令和5年4月1日 改訂

◆ 活動の基本方針

- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

◆ 指導体制の整備について

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- アップ一部活動コーチ及びアップ一部活動サポーター（学校認定外部指導者を含む）について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。（アップ一部活動コーチは休日の活動や引率を顧問が不在でも可能とする）

◆ 具体的な活動の進め方について

- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会を設置し、定期的情報交換を行う。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆ 適切な休養日等の設定について

- 学期中は、原則として週2日以上休養日を設ける。（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）
※ただし、大会等で練習が必要になる場合には、他の曜日と振り替えることができる。
- 定期考査（中間5日前、期末・学年末1週間前）及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
※活動時間とは、実質活動時間のことであり、準備・片付け・移動・休憩等の時間は含まれない。

平日の活動時間

4月から新人体育大会まで	午後6時00分
新人体育大会から1月まで	午後5時00分
2月から3月まで	午後5時30分

- 長期休業中の平日は、3時間程度練習することができる。
- 祝日は休養日とする。（大会・コンクール等（公式なもの）に出場する場合を除く）
学校閉庁日は休養日とする。（全国大会を除く）
※ただし、上記の通り、平日1日以上かつ土日いずれか1日以上休養日を設ける。
- 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。